

第 8 期 雲南市農業委員会第 9 回総会議事録

1. 日 時 令和 6 年 3 月 2 2 日（金） 1 3 : 3 0 ~ 1 4 : 4 7

2. 場 所 市役所 3 階・3 0 1 会議室

3. 出席委員（1 5 名）

4. 欠席委員（4 名）

5. 事務局又は説明者

6. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 諸報告

日程第 3 議案の上程

- ・議第 6 3 号 雲南市農業再生協議会委員の選出について
- ・議第 6 4 号 雲南市農業再生協議会小委員会委員の選出について
- ・議第 6 5 号 農地法第 2 条の規定による非農地証明申請に対する承認について
- ・議第 6 6 号 農地法第 2 条の規定による非農地通知に対する承認について
- ・議第 6 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- ・議第 6 8 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- ・議第 6 9 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- ・議第 7 0 号 農地法第 5 条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について
- ・議第 7 1 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- ・議第 7 2 号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定による意見聴取に対する意見決定について

7. 傍 聴 1 名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	では、時間が参りましたので、委員の皆様にはご起立ください。 一同ご礼。ご着席ください。それでは、会長には総会の議長をお願いいたします。
議 長	ただ今の出席委員は、15名であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第9回総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。
議 長	日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により18番委員、1番委員を指名いたします。
議 長 事務局	日程第2 諸報告を行います。事務局より説明を求めます。 【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】 ・田畑転換届の受理について ・農地法第3条の3の規定による届出書の受理について ・会議等の報告事項 情報委員会委員長報告・・・第58号いなたひめ発刊の紹介 ・会議等の予定
議 長	以上で諸報告を終わります。それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上で発言をお願いします。なお、発言をされる委員は、氏名を称せず議席番号のみを告げられてから発言をお願いいたします。質問はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、以上で諸報告を終わります。
議 長	日程第3 議案の上程を行います。 それでは最初に、議第63号雲南市農業再生協議会委員の選出、並びに議第64号雲南市農業再生協議会小委員会委員の選出につきましては、雲南市例規の規則等で農林振興部において各種委員会等が設置されており、そこへ農業委員が委員として参画しているものとなっております。そこで、選出にあたっては2つの議案を一括上程とさせていただきたいと考えますが、これにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第63号と議第64号の委員の選出にあたっては、一括上程とさせていただきます。それでは、これより事務局からの説明を求めます。
事務局	それでは、議案書8ページと9ページのそれぞれの委員の選出についてを議題としています。また、別添資料2の第8期雲南市農業委員会組織体制、外郭団体现委員等名簿も併せてご覧ください。この委員等名簿は、現在の委員名簿となっております。では、議案書8ページ、議第63号雲南市農業再生協議会委員の選出についてをお開きください。 現在の委員には、農業委員会会長職での委員依頼であり、加藤会長にお出かけいただいております。任期は、令和6年3月31日までとなっております。選出依頼書では、任期が令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間となっております。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	次に、議案書 9 ページ、議第 6 4 号雲南市農業再生協議会小委員会委員の選出についてをお開きください。現在の委員は、各町 1 名ずつの合計 6 名の委員にお出かけいただいております。大東町が佐藤正範委員、加茂町が高橋一裕委員、木次町が鳥屋耕次委員、三刀屋町が石原公夫委員、吉田町が川角茂委員、掛合町が岡田稔委員でございまして、任期は令和 6 年 3 月 3 1 日までとなっております。選出依頼の任期については、先ほどの議第 6 3 号と同じでございます。以上、資料 2 により現委員の状況と依頼書に基づいた委員任期についてご説明いたしましたが、選出についてご審議の程をよろしくお願いいたします。
1 番	ここで、本案件については先般の運営委員会でご協議をいただいておりますので、委員長より報告をお願いします。 1 番です。議第 6 3 号と議第 6 4 号は人事案件でございしますが、先日、この案件について運営委員会で協議をいたしました。各種委員会等への農業委員選出にあたっては、第 8 期農業委員会第 1 回総会において、委員の任期期間中は特別の理由がない限り、引き続き参画をお願いする形を取っているところであります。先程、事務局から現在の委員の名前が読み上げられましたが、皆様には引き続きお務めいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。
議 長	ただ今、事務局並びに運営委員会委員長から説明、提案がありましたが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。これは人事案件でございしますので討論を省略いたします。お諮りいたします。議第 6 3 号雲南市農業再生協議会委員の選出については、現在の委員の私、加藤一郎、議第 6 4 号雲南市農業再生協議会小委員会委員の選出については、現在の委員の大東町は佐藤正範委員、加茂町は高橋一裕委員、木次町は鳥屋耕次委員、三刀屋町は石原公夫委員、吉田町は川角茂委員、掛合町は岡田稔委員を留任として選出したいと考えます。提案のとおりそれぞれ留任として選出することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第 6 3 号雲南市農業再生協議会委員の選出についてと、議第 6 4 号雲南市農業再生協議会小委員会委員の選出については提案のとおりそれぞれ留任として選出することに決定をいたしました。
議 長	次に、議第 6 5 号農地法第 2 条の規定による非農地証明申請に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書 1 0 ページ、議第 6 5 号農地法第 2 条の規定による非農地証明申請に対する承認についてを説明します。1 1 ページをご覧ください。図面については最初のページから掲載しています。 申請番号 1 番、〇〇町〇〇の 2 筆で地目は議案書のとおりです。面積は田 4 4 8 ㎡、畑 5 9 6 ㎡の合計 1, 0 4 4 ㎡、権利の種別は非農地証明で所有者は議案書のとおりです。非農地の事由は申請地の所有者が亡くなり長年耕作していなかったため雑木、竹、笹などが繁茂し、原野化してしまったということです。令和 6 年 2 月 2 9 日に現地調査を行っており確認委員は議案書のとおりです。非農地証明の対象となる農地についてですが、今回

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	のこの土地は耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、自然改廃した農地で復旧が困難な土地であるため、非農地証明をして問題ないと考えます。以上、報告いたしますので、ご審議の程をよろしく願います。
議 長	ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。
	(補足説明なし)
議 長	無いようですので、議第65号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第65号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第65号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することに決定をいたしました。
議 長	次に、議第66号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書12ページ、議第66号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを説明します。13ページをご覧ください。図面については別添5ページから掲載しています。
番号1番と2番、〇〇町〇〇です。地目は畑2筆で関係者は1名、面積は3,924㎡です。令和6年3月4日に現地調査を行っており確認委員は議案書のとおりです。	
番号3番から7番、〇〇町〇〇です。地目は田3筆、畑2筆の合計5筆で、関係者は1名、合計面積は3,355㎡です。令和6年2月28日に現地調査を行っており確認委員は議案書のとおりです。	
番号8番から17番、〇〇町〇〇です。地目は田5筆、畑5筆の合計10筆で、関係者は7名、合計面積は17,691㎡です。令和6年2月28日に現地調査を行っており確認委員は議案書のとおりです。	
番号18番と19番、〇〇町〇〇です。地目は畑2筆で関係者は1名、面積は691㎡です。令和6年2月28日に現地調査を行っており確認委員は議案書のとおりです。	
番号20番から25番、〇〇町〇〇です。地目は田2筆、畑4筆の合計6筆で関係者は1名、合計面積は1,789㎡です。令和6年2月29日に現地調査を行っており確認委員は議案書のとおりです。	
番号26番、〇〇町〇〇です。地目は畑1筆で関係者は1名、面積は564㎡です。令和6年3月4日に現地調査を行っており確認委員は議案書のとおりです。	
番号27番から36番、〇〇町〇〇です。地目は田6筆、畑4筆の合計10筆で、関係者は1名、合計面積は6,967㎡です。令和6年3月4日に現地調査を行っており確認委員は議案書のとおりです。	

発信者	議 事 録 要 旨
	番号37番から42番、〇〇町〇〇です。地目は田3筆、畑3筆の合計6筆で、関係者は1名、合計面積は1,732㎡です。令和6年2月29日に現地調査を行っており確認委員は議案書のとおりです。 番号43番から46番、〇〇町〇〇です。地目は田2筆、畑2筆の合計4筆で、関係者は1名、合計面積は5,277㎡です。令和6年3月4日に現地調査を行っており確認委員は議案書のとおりです。 番号47番、〇〇町〇〇です。地目は畑1筆で関係者は1名、面積は260㎡です。令和6年3月4日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。 番号48番から50番、〇〇町〇〇です。地目は畑3筆で関係者は1名、合計面積は694㎡です。令和6年3月4日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。 全体の面積は田25,129㎡、畑16,879㎡、合計42,008㎡です。非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し自然荒廃した農地で復旧が困難な土地であるため、非農地として判断して問題ないと考えます。以上、報告いたしますので、ご審議の程をよろしくお願いします。
議 長	ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。 (補足説明なし)
議 長	無いようですので、議第66号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第66号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第66号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することに決定をいたしました。
議 長	次に、議第67号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書18ページ、議第67号農地法第3条の規定による許可申請についてを説明します。今月は6件の申請が出ております。議案書19ページをご覧ください。図面資料は18ページからです。 申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで申請面積は961㎡です。権利の種別は有償移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は高齢になり耕作が困難である。譲り受けの申請事由は申請地を譲り受けて耕作を行うということです。議案書では譲受人の経営農地が0㎡となっていますが、実家の農地を家族とともに耕作しておられます。申請地は譲受人の実家に隣接する農地であ

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	り、既に耕作しているため所有権を取得後も変わらず耕作することになります。土地代、確認委員は議案書のとおりです。
	申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで申請面積は297㎡です。権利の種別は無償移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は高齢となり耕作が困難である。譲り受けの申請事由は申請地を譲り受けて耕作を行うということです。自宅近くの農地を譲り受け、家庭菜園として野菜を栽培されます。確認委員は議案書のとおりです。
	申請番号3番、〇〇町〇〇の6筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで申請面積は2,390.87㎡です。権利の種別は使用貸借で貸付人、借受人は議案書のとおりです。貸し付けの申請事由は農業者年金受給のため後継者へ経営移譲を行う。借り受けの申請事由は経営移譲により申請地を借り受けて耕作を行うということです。今回の申請は一度目の契約期間が終了したため再設定を行うもので契約期間は10年です。確認委員は議案書のとおりです。
	申請番号4番、〇〇町〇〇の2筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで申請面積は3,195㎡です。権利の種別は有償移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は遠方に居住しており耕作が困難である。譲り受けの申請事由は申請地を譲り受けて耕作を行うということです。今回は申請地の他に山林や宅地などを含めて一括で取得されます。譲受人は高齢ですが、機械作業等は知り合いの方へ委託し水の管理は自分で行うなどして耕作されるということです。土地代、確認委員は議案書のとおりです。
	申請番号5番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで申請面積は2,257㎡です。権利の種別は有償移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は遠方に居住しており耕作が困難である。譲り受けの申請事由は申請地を譲り受けて農業経営を行うということです。申請地は現在も譲受人が借りて耕作しているため、所有権移転後も何ら変わらないということです。土地代、確認委員は議案書のとおりです。
議 長	申請番号6番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで申請面積は360㎡です。権利の種別は無償移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は遠方に居住しており耕作が困難である。譲り受けの申請事由は申請地を譲り受けて耕作を行うということです。申請地は休耕中ですが、取得後は野菜を栽培するということです。確認委員は議案書のとおりです。
	以上について、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており、機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるものと見込まれます。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。 (補足説明なし)
	無いようですので、議第67号についての説明を終わります。次に、質疑はございませ

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	んか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第67号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第67号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。
議 長	次に、議第68号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書22ページ、議第68号農地法第4条の規定による許可申請についてを説明します。今月は2件の申請が出ております。議案書23ページをご覧ください。図面については35ページからです。 申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は7.05㎡です。申請人は議案書のとおりで、転用目的及び転用理由は自宅増築のため宅地を拡張したいとのことです。始末書が提出されており、平成6年頃に自宅を増築した際、違法転用の認識が無いまま施工してしまったとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は都市計画区域内の準工業地域に指定されており、都市計画法第9条第1項に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則転用可能となります。 申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は5.9㎡です。申請人は議案書のとおりで、転用目的及び理由は車庫として利用したいとのことです。始末書が提出されており、平成16年に車庫を建築した際、農地法の認識不足のため、転用の手続きをせず今日まで利用してしまったとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合に該当し、代替性なしであると考えます。以上、ご報告いたしますので、ご審議の程をよろしくお願いします。
議 長	ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。
2 番	はい
議 長	はい。どうぞ。
2 番	はい、2番です。申請番号1番の案件です。確認委員は別の農業委員ですが、本日欠席のため、確認された内容を私の方から報告します。自宅の隣接地の転用申請を進めていたところ、この申請地が宅地として無断転用していたことが判明し、改めて申請地の転用申請をされることになりました。始末書が提出されており、平成6年頃に自宅の増築工事を実施しましたが、当時は全く違法転用の認識が無く、違法行為をしたことを申し訳なく思

発信者	議 事 録 要 旨
	っておりますとのことです。以上報告いたしますので審議の程をよろしくお願いいたします。
議 長	他に補足説明はございませんか。
1 3 番	はい
議 長	はい。どうぞ。
1 3 番	はい、1 3 番です。申請番号 2 番についてご説明いたします。申請人の親族が亡くなられ、昨年持ち分を相続されたそうですが、その際に申請地が農地であることが指摘され、加えて農業委員会からも転用申請が必要との指摘を受けて、今回の転用申請となりました。始末書も同様な内容で出されており、平成 1 6 年から車庫を建築し転用したことは知らなかったこととはいえ、誠に申し訳なく反省しておりますということです。ご審議の程をよろしくお願いいたします。
議 長	以上で議第 6 8 号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第 6 8 号農地法第 4 条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第 6 8 号農地法第 4 条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。
議 長	次に、議第 6 9 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書 2 4 ページ、議第 6 9 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてを説明します。今月は 2 件の申請が出ております。議案書 2 5 ページをご覧ください。図面については 4 2 ページからです。 申請番号 1 番、〇〇町〇〇の 1 筆です。申請面積は 9 0 m²で地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び理由ですが自宅への進入路が新たに必要となったためとのことです。農用地区域外で土地代、確認委員は議案書のとおりです。農地区分は都市計画区域内の準工業地域に指定されており、都市計画法第 9 条第 1 項に規定する用途地域に定められていることから、第 3 種農地と判断いたしました。第 3 種農地は、原則転用可能となります。 申請番号 2 番、〇〇町〇〇の 1 筆です。申請面積は 3 5 m²で地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び理由ですが、申請地を譲り受けて駐車場として利用したいとのことです。始末書が提出されており、平成 3 1 年頃から譲受人の方で碎石を敷き駐車場として利用してしまったとのことです。農用地区域外で土地代、確認委員は議案書のとおりです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合に該当し、代替性なしであ

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	ると考えます。以上、報告いたしますのでご審議の程をよろしくお願いします。 ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。
13番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
13番	13番です。申請番号2番についてご説明いたします。図面の47ページをご覧ください。車が止まっているところが申請地となります。申請人は借地で家を建てていたため、今回、家屋が建っている土地をもらうことになり、併せて申請地を売買する手続きを進めていたところ、駐車場として使用していたところが農地であると判明しました。このため今回の申請に至ったのですが、許可を得ずに転用していたことにお詫び申し上げますと始末書が出されております。説明は以上でございます。
議 長	他に補足説明はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、議第69号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第69号農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第69号農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。
議 長	次に、議第70号農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書26ページ、議第70号農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請についてを説明します。今月は2件の申請が出ております。議案書27ページをご覧ください。図面については50ページからです。 申請番号1番及び2番につきましては、同一申請者及び隣接地ですので一括して説明いたします。今回の申請地は〇〇町〇〇で、申請番号1番は令和5年2月21日付けで、申請番号2番は令和4年11月17日付けで事業計画者の譲受人が住宅団地を造成する目的で転用許可を出しております。許可後、いずれの申請も令和5年11月21日に事業期間の延長の変更を承認していますが、今回は、造成後の目的が住宅用地から事業所用地へ変更したいとされるものです。以上について、ご審議の程をよろしくお願いいたします。
議 長	ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば説明をお願いします。 (補足説明なし)
議 長	無いようですので、議第70号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	(無しの声あり) 質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。
議 長	(無しの声あり) 討論を終わります。お諮りいたします。議第70号農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請については申請のとおり承認することにご異議ございませんか。
議 長	(無しの声あり) 異議なしと認めます。よって、議第70号農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請については申請のとおり承認することに決定をいたしました。
議 長	次に、議第71号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書28ページ、議第71号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてをご説明いたします。議案書29ページをご覧ください。今回は設定件数18件で、内訳は〇〇町5件、〇〇町7件、〇〇町1件、〇〇町4件、〇〇町1件です。また、借り受け戸数は12戸となっております。なお、35ページからは一括方式による農地中間管理機構からの転貸となっております。 この全ての計画は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることの要件を満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただ今、事務局より説明しましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。また、議事参与の制限に該当する〇〇町の案件がございますので、協議の際にはご配慮をお願いしたいと思います。あの時計で14時20分まで、暫時休憩としますので、ご協議をお願いします。
議 長	・・・・・・ (休憩) ・・・・・・
議 長	会議を再開します。先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。初めに、利用権貸借の申請番号1番から13番と一括方式について〇〇町からお願いします。
1 番	はい、1番です。利用権貸借の1番から3番です。1番は新規ですが、受け手が広く農業をされている方なので問題ないと判断しました。また、2番と3番は再設定であり妥当と判断します。それから、一括方式の1番ですが、新規ですが受け手が農業法人であり問題ないと判断しましたのでよろしくお願いします。以上です。
議 長	はい、ありがとうございました。次に、〇〇町お願いします。
8 番	はい、8番です。利用権貸借の4番と5番は再設定であり問題ないと判断しました。次に6番から8番では新規が2件ありますが、受け手が農業を熱心になさっている方ですので問題ないと思います。最後に一括方式の2番です。新規ではありますが受け手が農業法人ですので問題ないと考えますのでよろしくお願いします。
議 長	はい、ありがとうございました。次に、〇〇町お願いします。
2 番	はい、2番です。9番は新規ですが、受け手は移住をされた方で自宅近くの農地を熱心に耕作されています。水稻の実績もありますので今回の農地を借りることは問題ないと思

発信者	議 事 録 要 旨
	います。以上です。
議 長	はい、ありがとうございました。次に、〇〇町お願いします。
13番	はい、13番です。申請番号10番から13番までの4件です。10番と11番は再設定であり問題ないと思います。12番と13番は新規ですが、受け手がこれまで実績のある方です。全て妥当と判断しましたのでよろしくお願いします。
議 長	はい、ありがとうございました。ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。
	(無しの声 あり)
議 長	質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声 あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第71号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、利用権貸借の申請番号1番から13番と一括方式の案件は申請のとおり全て妥当として市長へ報告することにご異議ございませんか。
	(異議なし の声)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第71号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、利用権貸借の申請番号1番から13番と一括方式の案件は申請のとおり全て妥当として市長へ報告することに決定をいたしました。
	次に、議事参与の制限に該当する案件を審議いたします。〇〇町分の利用権貸借の申請番号14番の案件です。雲南市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限により、17番委員にはご退席願います。
	(17番委員 退席)
議 長	それでは、この案件について、先ほどご協議いただいた結果を〇〇町より発表していただきます。
16番	はい、16番です。14番の案件は再設定であり問題ないと判断しましたのでご審議をよろしくお願いします。
議 長	ただ今、協議結果について発表いただきましたが質疑はございませんか。
	(無しの声 あり)
議 長	無いようですので質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声 あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第71号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、利用権貸借の申請番号14番の案件は申請のとおり妥当として市長へ報告することにご異議ございませんか。
	(無しの声 あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第71号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、利用権貸借の申請番号14番の案件は申請のとおり妥当として市長へ報告することに決定をいたしました。
	17番委員にはご着席願います。
	(17番委員 着席)
議 長	次に、議第72号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意

発信者	議 事 録 要 旨
農業畜産課	見聴取に対する意見決定についてを議題とします。農林振興部農業畜産課より説明を求めます。 (担当者 自己紹介) 本日は、令和6年1月末申出分の農用地区域の変更等についてご説明いたします。今回の農業振興地域整備計画の変更は農用地区域からの除外が33件、用途区分の変更が3件あります。そのうち、追認案件は〇〇町5件、〇〇町2件、〇〇町3件、〇〇町3件、〇〇町2件の計15件、第1種農地の除外案件は〇〇町1件、〇〇町1件、〇〇町1件の計3件です。 それでは議案書36ページ、議第72号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定についてをお手元にご用意しております農業振興地域整備計画変更理由書案によりご説明いたします。 はじめに、除外についてを〇〇町から説明します。〇〇農業振興地域整備計画変更理由書案の1ページと2ページをご覧ください。除外する件数は15件で、除外面積は50.2aです。5ページの変更土地調書をご覧ください。変更土地調書には、変更する土地の地番、地目、面積、土地所有者、事業計画者、変更する理由、転用の確実性を記載しています。整理番号1番から順次説明します。整理番号1番、〇〇の1筆で除外の理由は住宅、車庫の整備です。整理番号2番、〇〇の1筆で除外の理由は進入路の整備です。整理番号3番、〇〇の1筆で除外の理由は住宅、車庫の整備です。整理番号4番、〇〇の1筆で除外の理由は物置、資材置場の整備で追認です。整理番号5番、〇〇の1筆で除外の理由は墓地の整備です。整理番号6番、〇〇の1筆で除外の理由は駐車場の整備です。整理番号7番、〇〇の2筆で物置、車庫及び進入路の整備です。整理番号8番、〇〇の1筆で駐車場の整備です。整理番号9番、〇〇の1筆で宅地の拡張及び進入路の整備で追認です。整理番号10番、〇〇の1筆で防火水槽の整備です。整理番号11番、〇〇の1筆で墓地の整備です。整理番号12番、〇〇の1筆で車庫、農機具庫の整備です。整理番号13番、〇〇の2筆で車庫、進入路及び緩衝帯の整備で追認です。整理番号14番、〇〇の2筆で駐車場、駐輪場の整備です。整理番号15番、〇〇の1筆で駐車場の整備で追認です。8ページは変更要件確認表ですが、時間の都合上、説明は省略いたします。また、事業計画図につきましても先月の総会で事業計画図を配布しておりますので説明を省略いたします。その他の町におきましても、変更要件確認表と事業計画図の説明は省略いたしますのでご了承願います。 次に、〇〇町の計画変更案を説明します。1ページと2ページをご覧ください。除外する件数は3件で、土地の面積は45.6aです。5ページの変更土地調書をご覧ください。 整理番号1番、〇〇の2筆で除外の理由はコンビニエンスストアの整備です。整理番号2番、〇〇の1筆で除外の理由は資材置場の整備で追認です。整理番号3番、〇〇の2筆で除外の理由は太陽光発電設備の設置で追認です。 次に、〇〇町の計画変更案を説明します。1ページと2ページをご覧ください。除外する件数は8件で、土地の面積は72.2aです。5ページの変更土地調書をご覧ください。 整理番号1番、〇〇の1筆で除外の理由は墓地の整備です。整理番号2番、〇〇の1筆で除外の理由は進入路、駐車場の整備です。整理番号3番、〇〇の1筆で除外の理由は宅地の拡張で追認です。整理番号4番、〇〇の1筆で除外の理由は進入路、農機具庫、資材

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 議 長 議 長 議 長 事務局	倉庫及び乾燥場の整備で追認です。整理番号5番、〇〇の1筆で除外の理由は墓地管理地の整備で追認です。整理番号6番、〇〇の3筆、〇〇の2筆で除外の理由は宅地分譲です。整理番号7番、〇〇の3筆で除外の理由は事業用地の拡張です。整理番号8番、〇〇の2筆で除外の理由は宅地分譲です。 次に、〇〇町の計画変更案を説明します。1ページと2ページをご覧ください。除外する件数は4件で、土地の面積は12.0aです。5ページの変更土地調書をご覧ください。 整理番号1番、〇〇の1筆で除外の理由は宅地分譲です。整理番号2番、〇〇の4筆で除外の理由は資材置場の拡張で追認です。整理番号3番、〇〇の1筆で除外の理由は進上路の整備で追認です。整理番号4番、〇〇の1筆で除外の理由は参道の整備で追認です。 次に、〇〇町の計画変更案を説明します。1ページと2ページをご覧ください。除外する件数は3件で、土地の面積は5.0aです。5ページの変更土地調書をご覧ください。 整理番号1番、〇〇の1筆で除外の理由は車庫、物置及び物干し場の整備で追認です。整理番号2番、〇〇の1筆で除外の理由は墓地の整備です。整理番号3番、〇〇の1筆で除外の理由は宅地の拡張で追認です。 続いて、用途区分の変更についてを説明します。はじめに、〇〇町の変更分について説明します。1ページと3ページをご覧ください。用途区分を変更する件数は1件で土地の面積は1.1aです。5ページの変更土地調書をご覧ください。 整理番号1番、〇〇の1筆で用途変更の理由は農業用倉庫の整備で追認です。 次に、〇〇町の変更分について説明します。1ページと3ページをご覧ください。用途区分を変更する件数は2件で、土地の面積は10.4aです。5ページの変更土地調書をご覧ください。 整理番号1番、〇〇の1筆で用途変更の理由は農業用資材倉庫及び農業機械、乾燥施設格納庫の整備で追認です。整理番号2番、〇〇の1筆で用途変更の理由は農業用倉庫の設置です。以上で説明を終わりますのでよろしくお願いいたします。 ただ今、農業畜産課より説明がありましたが、質疑はございませんか。 (無しの声あり) 無いようですので、質疑を終わります。 次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり) 討論を終わります。お諮りいたします。議第72号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定については、提案のとおり妥当として市長へ報告することにご異議ございませんか。 (無しの声あり) 異議なしと認めます。よって、議第72号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定については、提案のとおり妥当として市長へ報告することに決定をいたしました。 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。 ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。

発信者	議 事 録 要 旨
	(1 4 : 4 7 終了)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____